

金沢アスリートクラブ 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、金沢アスリートクラブ（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 本会は、陸上競技の技能の向上を図り、競技者精神の高揚と、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条 の目的を達成するために次の活動を行う。

- 一 石川陸上競技協会に登録し、日本陸上競技連盟、石川陸上競技協会等が開催する大会に参加、もしくはこれらに協力する。
- 二 年間計画に基づき、合同練習、合宿練習等を行う。
- 三 その他前条 の目的を達成するため必要と認める活動。

第2章 会員

(会員、入会手続及び種類)

第5条 本会の会員は、主な活動拠点を金沢市近郊におき、第3条の目的に賛同する者とする。

- 2 本会の会員となるには、所定の様式による申込をなし、代表者の承認を得るものとする。
- 3 会員は次の3種類とする。
通常会員 年間会費として金1,500円を納入する者
賛助会員 過去に本会に所属し、年間会費として金1,000円を納入する者
相談役 本会に対して特に功労があり総会で決定した者

(会費)

第6条 通常会員及び賛助会員は、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、会計年度の途中においては如何なる理由があろうと、返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。

- 一 本人により退会の申出があり、代表者がこれを承認した場合。
- 二 除名されたとき。

第3章 組織

(組織)

- 第8条 本会は、短距離、長距離、フィールドの3つのブロックをもって構成する。
- 2 本会は、総務、会計、広報、記録の4つの委員会を置く。
 - 3 本会は、役員会の決議により、新たな委員会を設置することができる。

第4章 役員

(役員の種類及び員数)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- 代表者1名
 - 代表者補佐1名
 - ブロック長3名
 - 委員会代表若干名

(代表者及び代表者補佐の選任)

- 第10条 代表者は、会員の中から総会の決議により選任する。
- 2 代表者は、代表者補佐を任命することができる。

(代表者及び代表者補佐の職務権限)

- 第11条 代表者は、本会を統括し、本会を代表する。
- 2 代表者補佐は、代表者を補佐して常務を処理する。代表者に事故があるときは代表者補佐がその職務を代理する。

(ブロック長)

- 第12条 ブロック長は、各ブロックに1名代表者が任命する。
- 2 ブロック長は、ブロック内を統括し、ブロック員を代表する。

(委員会代表)

- 第13条 委員会代表は、各委員会に1名代表者が任命する。
- 2 委員会代表は、委員会を統括し、これを代表する。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 増員により就任した役員任期は、他の役員任期満了とともに満了する。

(任期満了等の場合)

- 第15条 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行

うものとする。

(資格喪失による退任)

第16条 代表者又は代表者補佐が会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

(役員解任)

第17条 役員解任については、第7条の規定を準用する。

第5章 会議

(会議の種類)

第18条 会議は、会員総会及び役員会の2種とする。

(会員総会)

第19条 会員総会は本会の最高議決機関であり、これを通常総会及び臨時総会に分ける。

2 通常総会は毎年3月に開催し、次の事項を付議するものとする。

- 一 事業計画
- 二 予算
- 三 事業報告
- 四 決算報告
- 五 役員選任
- 六 会則・細則等の制定及び改廃
- 七 その他本会の重要事項

3 臨時総会は随時必要なときにこれを開催する。

(会員総会の招集、成立、議決、議長)

第20条 会員総会は、少なくとも期日の5日前に会議に付議すべき事項を示して、代表者がこれを召集する。

2 会員総会は、通常会員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

3 会員総会の議長は、代表者を以ってこれにあてる。

4 会員総会の議事は、出席通常会員の過半数を以ってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会員総会の欠席者)

第21条 やむを得ない理由のため会員総会に出席できない会員は、あらかじめ所定の様式により他の会員に議決を委任しなければならない。

2 前項の場合、欠席した会員は会員総会に出席したものとみなす。

(書面による表決)

第22条 代表者は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め

員総会に代えることができる。

(役員会)

第23条 役員会は、代表者、代表者補佐、ブロック長、委員会代表によって構成する。

2 役員会は、次の事項を付議する。

- 一 事業計画案
- 二 予算案
- 三 決算報告
- 四 規約・細則等の制定及び改廃案
- 五 その他本会の重要事項

(役員会の招集、成立、議決、議長)

第24条 役員会は、少なくとも期日の5日前に会議に付議すべき事項を示して、代表者がこれを召集する。

2 役員会は、役員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

3 役員会の議長は、代表者を以ってこれにあてる。

4 役員会の議事は、出席役員の過半数を以ってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第6章 財政

(財務の構成)

第25条 本会の歳入は、次の通りとする。

- 一 会費
- 二 繰越金
- 三 寄付金
- 四 その他

第26条 本会の歳出は、次の通りとする。

- 一 総務費
- 二 その他

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、通常総会の翌日から翌年の通常総会終結までとする。

第7章 賞罰

(賞罰の対象、警告)

第28条 本会は、会員に対して次の賞罰をあたえることができる。

- 一 本会会員として名誉ある活動をした者は、これを表彰する。
- 二 本会会員としての名誉を毀損する行為をした者は、これを除名する。

三 本会会員としての義務に違反する者には、代表者による警告を発し、その後除名することができる。

第8章 会則の改正

(会則の改正)

第29条 本会則の改正は、会員総会において、出席通常会員の過半数の同意を必要とする。

第9章 附則

(施行細則)

第30条 本会則の施行に必要な規則は、役員会の決議により、代表者がこれを定める。

金沢アスリートクラブ 委員会規則

第1章 総則

(総則)

第1条 この規則は、金沢アスリートクラブ会則第30条の規定により、委員会の業務に関することを定めるものとする。

第2章 委員会の種類、権限

(常設委員会、非常設委員会)

第2条 本会は、会則第8条第2項の規定により、総務、会計、広報、記録の委員会を常設する。
2 本会は、これら以外の委員会を設置することができる。

(委員会の権限)

第3条 委員会は、その業務に関し、必要に応じて責任者を任命することができる。

第3章 委員会の業務

(総務委員会の業務)

第4条 総務委員会は、次の業務を処理する。
一 本会の入退会に関すること。
二 役員の任免手続に関すること。
三 会員総会及び役員会に関すること。
四 その他、他の委員会に属さないこと。

(会計委員会の業務)

第5条 会計委員会は、次の業務を処理する。
一 予算及び決算に関すること。
二 収入及び支出に関すること。
三 会費徴収に関すること。

(広報委員会の業務)

第6条 広報委員会は、次の業務を処理する。
一 ホームページの維持管理に関すること。
二 会報の作成・発行に関すること。

(記録委員会の業務)

第7条 記録委員会は、次の業務を処理する。
一 大会・記録会の記録の管理に関すること。
二 大会・記録会への申込みに関すること。

第4章 改正

(本規則の改正)

第8条 本規則の改正は、会則第29条に準ずるものとする。

金沢アスリートクラブ 表彰規則

第1章 総則

(総則)

第1条 この細則は、金沢アスリートクラブ会則第30条の規定により、表彰に関することを定めるものである。

第2章 賞の種類

(賞の種類)

第2条 本会に、次の賞を設ける。

- 一 最優秀選手賞1名
- 二 石田賞若干名
- 三 功労賞若干名

(最優秀選手賞)

第3条 最優秀選手賞は、会員のうち、最も活躍が顕著であり、かつ会員として他の会員の範となった者1名にこれを与えるものとする。

(石田賞)

第4条 石田賞は、その活動が他の会員の範となった者に与えるものとする。

(功労賞)

第5条 功労賞は、本会の運営等に顕著な功績があり、かつ会員として他の会員の範となった者に与えるものとする。

第3章 受賞者の決定

(最優秀選手賞の決定)

第6条 最優秀選手賞は、役員会及び相談役の推薦に基づき、代表者がこれを決定する。

(石田賞の決定)

第7条 石田賞は、相談役の合議によりこれを決定する。

(功労賞の決定)

第8条 功労賞は、役員会の推薦に基づき、代表者がこれを決定する。

(各賞の調整)

第9条 各賞は、原則として重複して与えないものとする。

第4章 本規則の改正

(改正)

第10条 本規則の改正は、金沢アスリートクラブ会則第29条に準ずるものとする。

金沢アスリートクラブ 懲罰規則

第1章 総則

(総則)

第1条 この細則は、金沢アスリートクラブ会則第30条の規定により、懲罰に関することを定めるものである。

第2章 罰

(罰の種類)

第2条 本会の罰は、除名、警告、奉仕活動とする。

(懲罰の対象)

第3条 懲罰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者。
- 二 正当な理由がなく、出席常でない者。
- 三 会費その他の支払うべき金銭を2ヶ月以上滞納している者。
- 四 本会の秩序を乱し、もしくは本会の名誉を著しく棄損した者。

第3章 懲罰手続

(懲罰手続の端緒)

第4条 代表者は、会員が懲罰の検討の必要があると判断される行為を犯した場合、この問題が発覚してから30日以内に役員会を召集しなければならない。

2 本会会員は、本会会員が懲罰の検討の必要があると判断される行為を犯したことを知った場合、速やかに代表者に報告しなければならない。

(調査)

第5条 役員会は、懲罰の対象となる行為について、事実関係を調査する権限を有する。

2 本会会員は、役員会が前項の調査権を行使した場合、その調査に協力しなければならない。

3 懲罰手続の対象となった会員は、役員会に出席し、釈明することができる。

第4章 懲罰の決定、執行

(懲罰の決定)

第6条 懲罰は、役員会において決定する。

2 代表者は、前項の決定があった場合には、その事実を会員に報告しなければならない。

(懲罰の執行)

第7条 懲罰は、代表者がこれを執行する。

第5章 本規則の改正

(改正)

第8条 本規則の改正は、金沢アスリートクラブ会則第29条に準ずるものとする。